

税 務 署 だ よ り

消 費 税

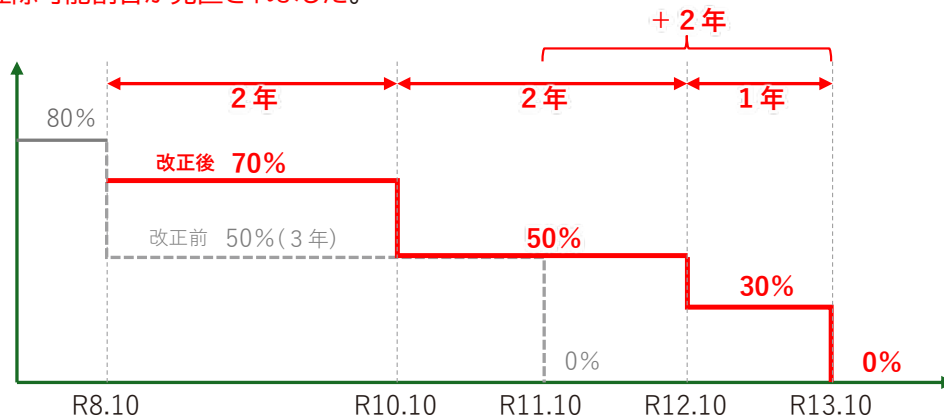
国税庁
(令和8年4月)インボイス制度に関する
令和8年度税制改正について

2つのポイント

- 1 2割特例は個人事業者のみ
適用可能な3割特例に
 - 2 8割控除は
7・5・3割控除に
- 2 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正(7・5・3割控除)

◆ 控除可能割合等の見直し(7・5・3割控除)

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。



◆ 控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととされました。

※ 控除限度額の見直しは、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」

をご覧ください



インボイス 特設サイト

